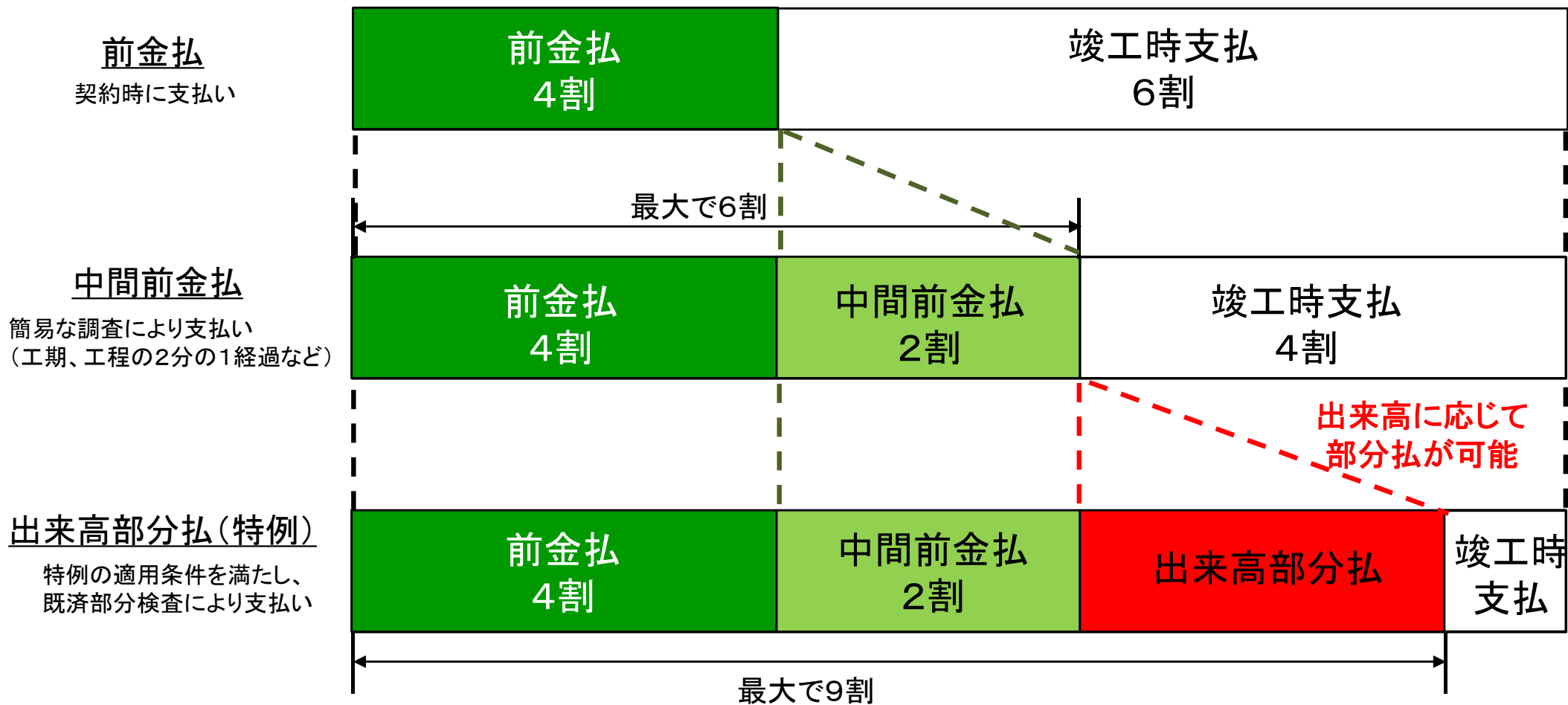


- 契約時に受注者が中間前金払か既済部分払を選択することとなり、中間前金払を選択した場合、原則として、既済部分払はできない。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った工事について、受注者からの申し出がある場合、出来高部分払を積極的に活用する。



「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」(S48.3.22、建設省会発第1279号)

- ・中間前金払をした工事が、請負金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合
- ・国の都合又は天候の不良等受注者の責に帰すことができない事由その他正当な事由により当該工事が、年度内に完成できず繰越が予想されるもの